



春の風が快い季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向

① 平成29年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会平成29年度化学物質審議会第4回安全対策部会第181回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 議事要旨及び議事録の公表(経済産業省)

1月19日に開催された標記会合の議事要旨及び議事録が掲載された。この中で、中鎖塩素化パラフィン(MCCP)に副生している短鎖塩素化パラフィン(SCCP)の取扱いについて審議が行われ、MCCP中に副生するSCCPについて自主管理上限値1重量%未満であって工業技術的・経済的に可能な範囲で低いレベルでの管理を行っていくこととするの方針が合意された。

http://www.meti.go.jp/committee/kagakubusshitsu/anzentaisaku/pdf/h29_04_01_giji.pdf

http://www.meti.go.jp/committee/kagakubusshitsu/anzentaisaku/pdf/h29_04_gijiroku.pdf

② 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定

3月6日、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。2016年10月のモントリオール議定書改正により、代替フロンについても生産量・消費量の削減義務が課されることになったことを受けたもので、改正案では特定フロンと同一の枠組みで代替フロンの製造及び輸入を規制する等の措置が講じられている。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180306001/20180306001.html>

③ 「リスクアセスメント良好事例集」の公開

厚生労働省、総務省消防庁、経済産業省は、3月26日「石油コンビナート等災害防止3省庁連絡会議」でとりまとめた「リスクアセスメント良好事例集」を、初めて公表した。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000198654.html>

海外動向

① 代替試験法の利用及び開発促進と動物試験削減に向けた戦略案を公表(米国EPA)

3月12日、米国EPAは、TSCA Section 4(h)(2)(A)に基づく代替試験法の利用及び開発促進と動物試験削減に向けた戦略案を公表した。

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/alternative-test-methods-and-strategies-reduce>

② PFASに関するリーダー会議の開催をアナウンス(米国EPA)

3月19日、米国EPAは、パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質(PFAS)への措置を検討するための国家リーダー会議を2018年5月22-23日、ワシントンで開催する旨をアナウンスした。また、PFASに関するウェブサイトが更新されたことが併せてアナウンスされた。

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-convene-national-leadership-summit-take-action-pfas>

<https://www.epa.gov/pfas>

③ REACH 2018-2020年のCoRAPとして108物質の評価計画を公表(ECHA)

3月20日、ECHAはREACHに基づく物質評価の一環として実施されているCommunity rolling action plan (CoRAP)を更新し、2018-2020年の2か年に実施予定の108物質のリストを公表した。また、これらの物質の登録者に対して評価担当加盟国と連絡をとることを推奨している。

<https://echa.europa.eu/-/member-states-start-evaluating-21-substances-in-2018>

特集:ヒト健康影響③ 眼に対する重篤な損傷性/刺激性



今月号は眼に対する損傷性/刺激性についてご紹介します。眼刺激性とは、眼に試験物質を適用することによる有害作用であり、21日以内に完全に回復するものをいいます。また、適用後21日以内に完全に回復しないものを重篤な損傷性といいます。GHSにおける眼に対する重篤な損傷性/刺激性の分類では、腐食性を区分1(眼に対する不可逆的損傷)、眼刺激性を区分2A(刺激性)又は区分2B(軽度刺激性)、区分外に分類します。

以前は実験動物を用いた眼刺激性/腐食性試験(ドレイズ法や急性眼刺激性試験(OECD TG 405)¹⁾)が多く実施されてきましたが、近年は動物愛護の観点から、代替法として*in vitro*による試験法の開発が活発に行われています(表)。TG 437(BCOP試験法)、TG 438(ICE試験法)及びTG 491は眼に対する重篤な損傷を引き起こす化学品及び眼刺激性又は眼に対する重篤な損傷性に分類されない化学品を同定できる試験法です。また、TG 460(FL試験法)は眼に対する重篤な損傷を引き起こす区分1への分類のみが可能とされています。

表 *in vitro* 眼刺激性/腐食性試験

TG 437 BCOP 試験法	眼に対する重篤な損傷を引き起こす化学品、及び眼刺激性又は眼に対する重篤な損傷性に分類する必要のない化学品を同定するための、ウシ角膜を用いる混濁度及び透過性試験法
TG 438 ICE 試験法	眼に対する重篤な損傷を引き起こす化学品、及び眼刺激性又は眼に対する重篤な損傷性に分類する必要のない化学品を同定するための、ニワトリ摘出眼球を用いる試験法
TG 460 FL 試験法	眼腐食性物質及び眼に対する重篤な刺激性物質を同定するためのフルオレセイン漏出試験法
TG 491	眼に対する重篤な損傷を引き起こす化学品、及び眼刺激性又は眼に対する重篤な損傷性に分類する必要のない化学品を同定するための短時間曝露法

1) 経済協力開発機構(OECD)により発表された化学物質の安全管理のための国際的な標準試験法

お知らせ

○化学物質管理ミーティング 2018 への出展(パシフィコ横浜)

5月17日(木)、18日(金)開催の化学物質管理ミーティングにて、出展社プレゼンテーションを行います。また、ブースにて、化審法等の最新動向を踏まえたミニセミナーを開催します。 <http://www.cdsympo.com/cm2018/>

◆化審法申請のケーススタディ ~試験法改正への対応~

今般、化審法の分解度、濃縮度及び高分子フロースキーム試験が改正されました。今後の試験設計や申請の進め方について、ケーススタディを交えて分かりやすく解説します。

◆化学製品中の不純物分析及び経皮ばく露に係る各種試験のご紹介

製造工程において非意図的に生成する各種規制対象物質、健康影響が懸念される物質など、不純物の把握と低減のためのサポートをいたします。製品との接触による化学物質の経皮ばく露を想定した溶出試験、化学防護手袋の耐透過性試験をご紹介します。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F
安全性評価技術研究所 研究第二部
Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)
URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp